

2024（令和6）年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業
人材育成支援／国内研修
「サウジアラビア・ゲーム開発者向け研修」業務委託先の公募について

2024年11月18日
一般財団法人 中東協力センター

一般財団法人中東協力センター（以下「JCCME」）は、人材育成支援（国内研修）の一環として、サウジアラビア通信情報技術省傘下の教育機関 Saudi Digital Academy（以下「SDA」）との協力の下、サウジアラビアのゲーム開発者を対象に、本邦において我が国のゲーム開発とゲームビジネスに関連する具体的な技術・取り組みを紹介する研修を実施するにあたり、下記要領にて本研修に係る業務の委託先を公募します。

記

1. 研修の概要

- (1) 研修名称：サウジアラビア・ゲーム開発者向け研修
- (2) 研修期間：2025年1月13日（月）から1月31日（金）の3週間
- (3) 研修場所：講義は東京、視察は首都圏内
- (4) 目的：当センターでは「日・サウジビジョン 2030」の重点分野であるエンターテインメント部門において貢献する足掛かり事業として、2019年から2022年までに5回にわたりサウジアラビアのゲーム開発者向け研修を実施した。その後2023年、5回の研修成果を踏まえより実践的な事業を組成するべく、サウジアラビアの政府・教育機関、ゲーム関係者・団体・機関と面談しゲーム産業ニーズ調査を実施、日本の知見を活かした研修のニーズがあること、ゲーム産業の裾野を広げるためには継続した人材育成支援が求められていることを確認した。そこで、2024年度は面談した教育機関の中でゲーム開発分野において卒業生の就職支援を含め、人材育成機関として実績がある通信情報技術省傘下の教育機関 Saudi Digital Academy (SDA)が提携先としてより適当と判断、SDAも当センターの研修事業に高い関心を示しており、相乗効果が期待できることから協同で研修を実施することとした。
- (5) 人数：10名（予定）

2. 委託業務および応募(見積り)の留意点

- (1) 委託する業務
 - ア. 研修カリキュラムの作成（以下の講義内容を含む）
 - ・ 日本と世界のゲーム産業についての概論
 - ・ 開発者にとってのパブリッシャー・投資家との協働方法
 - ・ ゲームデザイン論

- ゲームグラフィックス論
 - ゲームシナリオライティング論
 - ゲームビジネス論
 - ゲームローカライゼーション論
 - ゲーム開発の最新トピック（クロスリアリティ(XR)、AI 利用、ストリーミング、インディーズ）
 - ゲーム開発トレーニング
 - プレゼンテーション実習
- イ. 研修カリキュラム全体の統括、管理、受講生への対応
 - ウ. 講師の手配
 - エ. 視察先企業の選定、手配、同行
 - オ. ゲーム開発者育成機関（団体、教育機関等）とのワークショップの調整、同行
 - カ. ゲーム開発イベントへの本研修受講生の参加支援
 - キ. 必要に応じた日英・英日通訳の手配
 - ク. 実施報告書の作成

（２）応募(見積り)の留意点

- ア. 研修カリキュラムの作成
 - 研修は研修期間中の月曜日から金曜日、休憩時間を含む 1 日 5 時間を目安とする
 - カリキュラムには講師名および講義名を含むものとする
- イ. 研修カリキュラム全体の統括、管理、受講生への対応
 - 研修期間各講義を統括し、品質を担保するための管理を行うこと
 - 使用言語：受講生への対応は英語で行うこと
- ウ. 講師の手配
 - 研修カリキュラムの実施に必要な講師のうち、半数以上の講師から研修参加の確約を、本公募への応募時点で得ていること
 - 使用言語：英語。講師の使用言語が日本語の場合は、当該研修時間中の日英・英日通訳の手配をあわせて行うこと
- エ. 視察先企業の選定、手配、同行
 - 研修期間中に 5 件程度のゲーム開発企業・パブリッシャー企業への訪問を行うものとし、その選定・手配ならびに同行を行うこと
 - 場所：首都圏内（東京都内もしくは東京都心より 1 時間以内が望ましい）
 - 使用言語：英語。当該視察時間中の日英・英日通訳の手配をあわせて行うこと
- オ. ゲーム開発者育成機関とのワークショップの調整、同行
 - 研修期間中に本研修受講者と、日本のゲーム開発者育成機関とのワークショップを行うものとし、その調整、同行を行うこと
 - 当該ゲーム開発者育成機関の担当者よりワークショップ実施の確約を、本公募への応募時点で得ていること

- 場所：東京都内、対面
 - 使用言語：英語。ワークショップの使用言語が日本語の場合は、当該研修時間中の日英・英日通訳の手配をあわせて行うこと
- カ. ゲーム開発イベントへの本研修受講生の参加支援
- 研修期間中に開催される、国際的なゲーム開発イベント「Global Game Jam」（2025年1月28日（火）から30日（木）（予定））に、本研修の受講生が参加できるよう、必要な準備を行うこと。イベントの開催中、受講生の求めに応じて、必要な助言等を行うこと
 - 使用言語：英語
- キ. 必要に応じた日英・英日通訳の手配
- 留意点ウ、エ、オの記載に従い、必要に応じた日英・英日通訳の手配を行うこと
- ク. 実施報告書の作成
- 研修期間各講義のサマリー、主要な Q&A の内容、本委託業務を通じて知り得たサウジアラビアにおけるゲーム開発・ゲームビジネスの実情や問題点、および可能であればその改善案等を含むこと
 - A4 サイズで 10 ページ程度、写真や図表等を含むこと

3. 応募要件

- ① 日本法人（登記法人）であること。
- ② 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令順守・金銭管理の面で適切な管理能力を備えていること。
- ③ 受託業者は、受託事業者社員、もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第3者等が知り得た秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう、本件業務に関わる関係者に対し指導・管理責任を有すること。
- ④ 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。
以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。
 - a. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
 - b. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
 - c. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

- d. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

<本業務のための個別要件>

- ① 2019 年度以降にサウジアラビアまたは中東において、ゲーム産業に関する調査、技術協力、セミナー（ウェビナーを含む）、ワークショップ等の業務実績を有すること。
- ② 2019 年度以降、我が国において「ゲーム開発」「ゲームビジネス」に関する調査、技術協力、セミナー（ウェビナーを含む）、ワークショップ等の業務実績を有すること。

4. 応募書類

※下記(1)～(5)の応募書類はいずれも A4 サイズとし、(5)を除いて様式は自由。

(1) 実施計画書（実施計画書には以下①～②の内容を記載ください。）

- ① 講義カリキュラム（講師名と講義名を含む）
- ② 視察先企業と、視察内容の概要
- ③ ワークショップを実施するゲーム開発者育成機関と、ワークショップ内容の概要
- ④ 実施体制
 - 業務総括者を含む業務従事者の氏名、部署名・役職名、役割分担（業務内容）を明記してください。
 - 講師の略歴等を記載（添付）し、担当する講義に関して十分な知見や経験を有していることをお示しください。
 - 本件問い合わせ先となる担当者の氏名、部署名、メールアドレス、電話番号を記載ください。

(2) 事業の概算費用（見積書）

講義用の会場費および備品レンタル費用は当センターが手配します。
費用の計上には、各々の積算根拠を明示した明細を添付ください。
講師料、研修参加者の旅費・滞在費は見積対象外とします。

(3) 応募者の概要がわかるもの

会社概要、業務実施における事業者の特筆すべき知見・知識・経験等

(4) 類似業務の実施実績

- 上記 3. 応募要件<本業務のための個別要件>を満たす実績を提示ください。(年度、内容、向け先)

(5) 暴力団排除に関する誓約書

- 「別添 1」に必要事項を記入・押印し、提出ください。

5. 評価基準

以下の項目を勘案して、総合的に応募者を評価します。

- 提案内容の充実度および有益性
- 実施体制の妥当性と講師の適性
- 提案金額とその内訳、経費構成の妥当性
- 類似業務の実施実績
- コンプライアンス対応

※ 評価は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて問い合わせや追加書類の提出を求めることがあります。

6. 応募書類の提出方法と提出期限

(1) 提出方法：

Word、Excel、PowerPoint、PDF のいずれかの形式とし、パスワード付きの圧縮ファイル (Zip 等)にて、後述のメールアドレス宛に添付・提出ください。

(2) 提出期限：

2024年11月29日(金) 17時必着分までとします。

7. 選定結果の通知

2024年12月5日(木)を目途に当センターのウェブサイト上(下記 URL)に掲載します。

<https://www.jccme.or.jp/15/15-00.html>

8. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された書類は無効とします。
- (2) 公募参加資格の無い企業/法人の提出書類等は無効とします。
- (3) 提出された書類等は返却しません。
- (4) 本事業の応募に関し、製作・準備等に係る全ての費用は応募者負担とします。
- (5) 選定結果に関する問い合わせは不可とします。
- (6) 本件手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限ります。

【応募書類提出および問い合わせ先】

一般財団法人中東協力センター ^{わやま} 和山、山崎

Email : wayama@jccme.or.jp, yamasaki@jccme.or.jp

Tel : 03-3237-6722

以上

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所

社名

氏名

印